
投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 25 年 6 月 28 日

本協会では、本年 6 月 26 日の持回り自主規制会議において、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行った。

本協会では、平成 24 年 12 月 7 日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」において、トータルリターン把握のための定期的通知制度について、「業界において制度の実施を図ることが求められる」旨提言されたことを受け、自主規制企画分科会及び公社債分科会の下部機関として設置した「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」において、同制度の導入について検討を進めてきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果等を踏まえ、投資信託等のトータルリターンの通知制度を導入するため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。

本規則改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 6 月 28 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 24 年 12 月 7 日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」において、トータルリターン把握のための定期的通知制度について、「業界において制度の実施を図ることが求められる」旨提言されたことを受け、「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」において、同制度の導入について検討を進めてきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果等を踏まえ、投資信託等のトータルリターンの通知制度を導入するため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- (1) 顧客から保管の委託等を受けている投資信託等のトータルリターンについて、別表に定めるところにより通知しなければならないこととする。(第 23 条の 2 関係)
- (2) トータルリターンの通知に関し、対象となる投資信託等の範囲、対象となる顧客の範囲、トータルリターンの計算方法、通知方法並びに通知の頻度及び内容等について、別表において定めることとする。(別表関係)

3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。

○本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-3667-8470)

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 6 月 28 日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>(投資信託等の損益の通知)</u></p> <p>第 23 条の 2 <u>協会員は、顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託等について、別表に定めるところにより、顧客に当該投資信託等に係る損益（別表において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

(別表)

第23条の2に規定する投資信託等のトータルリターンの通知について

項目	内容
1. 対象とする投資信託等の範囲	<p>(1) トータルリターンの通知は、協会員が顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託（金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託（金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）又は売出し（金商法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。）が行われたものを対象とする。</p> <p>なお、以下、「投資信託」、「外国投資信託」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託等」という。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、以下に掲げるものはトータルリターンの通知の対象外とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">① 顧客の買付時において取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われていた投資信託等② 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託等③ 金商業等府令第65条第2号イからハマまでに掲げる投資信託並びにこれらと同様の性質を有する外国投資信託及び外国投資証券④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）⑤ アンブレラ型投資信託等（投資信託等の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託等をいう。）のうち、次のすべてを満たすものをいう。<ul style="list-style-type: none">イ 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか2つ以上を含むものであることロ サブファンド（イ以外のサブファンドを含む。ハにおいて同じ。）

項 目	内 容
	<p>間でのスイッチングが可能とされているものであること</p> <p>ハ 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと</p> <p>⑥ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第13条の20に規定する通知をいう。）される投資信託等及びミリオン型投資信託</p> <p>⑦ 確定拠出年金（確定拠出年金法第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。）制度により拠出された資金により買い付けられた投資信託等</p> <p>⑧ 当該協会員と当該顧客との間で買付契約を締結したものではない投資信託等</p> <p>ただし、協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、下記（3）のとおり取り扱う。</p> <p>⑨ 自社の口座間において移管された投資信託等</p> <p>⑩ 顧客が継続して10年を超えて保有している投資信託等</p> <p>（3）協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。</p> <p>この場合、顧客が当該投資信託等を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p>
2. 対象とする顧客の範囲	<p>個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。</p> <p>なお、特定投資家及び法人の顧客を対象に加えることもできる。</p>
3. トータルリターンの計算方法	<p>（1）トータルリターンは、以下の計算式により算出された金額とする。</p> $\text{（「①評価金額」＋「②累計受取分配金額」＋「③累計売付金額」）－「④累計買付金額」}$ <p>（2）投資信託において、計算式の各計算要素の数值は、以下のとおりとする。</p> <p>① 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額をいう。</p>

項 目	内 容
	<p style="text-align: center;"> $\text{評価金額} = \frac{[\text{計算基準日現在の基準価額}] \times [\text{計算基準日現在の保有口数}]}{[\text{計算口数}]}$ </p> <p style="text-align: center;">(注) 基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。</p> <p>② 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{累計受取分配金額} = [\text{分配金受渡金額の累計}]$ $\text{分配金受渡金額} = [\text{当期の分配金額 (1口当たりの分配金} \times \text{保有口数)}] - [\text{当期の分配金額に係る税額}]$ </p> <p style="text-align: center;">(注1) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p style="text-align: center;">(注2) 分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。</p> <p>③ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{累計売付金額} = [\text{売却金額の累計}]$ $\text{売却金額} = \frac{[\text{解約価額}] \times [\text{換金口数}]}{[\text{計算口数}]} - [\text{換金手数料}] - [\text{換金手数料に係る消費税額}]$ </p> <p>④ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{累計買付金額} = [\text{買付金額の累計}]$ $\text{買付金額} = [\text{約定代金 (基準価額} \times \text{買付口数} \div \text{計算口数)}] + [\text{販売手数料}] + [\text{販売手数料に係る消費税額}]$ </p> <p style="text-align: center;">(注) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p>(3) 外国投資信託及び外国投資証券における各計算要素の数値は、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 外貨建の投資信託等については、当該投資信託等の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。</p>

項 目	内 容
4. 通知の方法	<p>(1) トータルリターンの通知は、以下のいずれかの方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信 <p>(2) 上記（1）②から④に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。</p> <p>(3) 上記（1）にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記（1）①から④に定める方法のいずれでも差し支えない。</p> <p>(4) 上記（1）④に定める方法又は（3）に基づき顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができるようになるまで、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記6.「通知の内容」（2）に規定する通知において同じ。）。</p>
5. 通知の頻度及び計算基準日	<p>(1) 上記4.「通知の方法」（1）に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各協会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンを当該顧客に通知する。</p> <p>(2) 上記4.「通知の方法」（3）に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。</p>

項 目	内 容
6. 通知の内容	<p>(1) トータルリターンの通知には、以下の事項を含めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①投資信託等の名称 ②計算基準日 ③評価金額 ④累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額とすることもできる。） ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会員が必要と認める事項 <p>(2) 上記（1）にかかわらず、上記4.「通知の方法」（3）に基づき口頭により回答する場合において、顧客に上記（1）⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、上記（1）①、②、⑥及び協会員が必要と認める事項について回答することができる。</p> <p>(3) トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。</p>

以 上

投資信託等に係るトータルリターンの通知に当たってのガイドライン

平成 25 年 6 月 28 日

I. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」本文及び付則について

規則本文及び付則の内容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>(投資信託等の損益の通知)</p> <p>第 23 条の 2 協会員は、顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託等について、別表に定めるところにより、顧客に当該投資信託等に係る損益（別表において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託等のトータルリターンの通知に係る具体的な内容は別表で定めているが、別表も「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部の位置付けである。 ・一方、本ガイドラインは、投資信託等のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を取りまとめたものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・規則改正の施行日（平成 26 年 12 月 1 日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託等については、トータルリターンを通知しなければならない。したがって、規則改正の施行日から、トータルリターンの通知の対象となるデータの蓄積を開始しなければならない（規則改正の施行日は通知の開始日ではない。）。 例えば、計算基準日を 12 月 31 日としている会社は、平成 26 年 12 月 1 日（規則改正の施行日）から同年 12 月 31 日までの間に顧客が新たに買い付けた投資信託等について、トータルリターンの初回の通知を行う必要がある。 ・規則改正の施行日前から顧客が保有している投資信託等の銘柄を規則改正の施行日以降に買い付けた（追加購入した）場合、トータルリターンの正確な計算ができない場合があり得るため通知の対象とはせず、各協会員の自主的

規則本文及び付則の内容	ガイドライン
	<p>な対応に委ねることとし（下記を参照）、規則改正の施行日以降に新たに買い付けた（新規購入した）投資信託等の銘柄についてトータルリターンを通知しなければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則改正の施行日前から顧客が保有している投資信託等の取扱いについては各協会の自主的な対応に委ねるが、本規則の改正日（平成 25 年 6 月 28 日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託等については、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。本規則の改正日に遡っての対応が困難な場合は、各協会において対応が可能な日付を定め、その日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託等について、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。 ・また、本規則の改正日より前に買い付けた投資信託等についても、各協会が既に行っている通知からの変更の要否やその大きさ、過去データ取り込みの可能性や容易性、取り込む場合に必要となるコスト等を検証し、各協会において可能な範囲において積極的に対応することが望まれる。 ・なお、規則改正の施行日前から顧客が保有している投資信託等の取扱いについては、各協会が扱うすべての投資信託等を一律に扱うのではなく、国内投資信託と外国投資信託の別や、一般口と累積投資口の別、その他毎月分配型等の銘柄単位で、トータルリターンの通知の対象とする年月日を違えてもよい。

II. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」別表について

1. 対象とする投資信託等の範囲

別表の内容	ガイドライン
<p>(1) トータルリターンのお知らせは、協会員が顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託（金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託（金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）又は売出し（金商法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。）が行われたものを対象とする。</p> <p>なお、以下、「投資信託」、「外国投資信託」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託等」という。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、以下に掲げるものはトータルリターンのお知らせの対象外とすることができる。</p> <p>① 顧客の買付時において取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われていた投資信託等</p> <p>② 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約型である投資信託及び外国投資信託に加え、会社型である外国投資証券も対象とする。 ・ いわゆる公募投資信託等を対象とし、私募投資信託等は対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる ETF（上場投信）や上場 REIT（上場不動産投信）は対象外とすることができる。 ・ 顧客の買付時に上場等していれば、その後に上場廃止等となっても、引き続き対象外とすることができる。 ・ いわゆる SMA やファンドラップ等により保有する投資信託等は対象外とすることができる。

別表の内容	ガイドライン
<p>託等</p> <p>③ 金商業等府令第 65 条第 2 号イからハマまでに掲げる投資信託並びにこれらと同様の性質を有する外国投資信託及び外国投資証券</p> <p>④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）</p> <p>⑤ アンブレラ型投資信託等（投資信託等の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託等をいう。）のうち、次のすべてを満たすものをいう。</p> <p>イ 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか 2 つ以上を含むものであること</p> <p>ロ サブファンド（イ以外のサブファンドを含む。ハにおいて同じ。）間でのスイッチングが可能とされているものであること</p> <p>ハ 年 2 回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと</p> <p>⑥ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる MRF や MMF（外貨建を含む。）は対象外とすることができる。 ・外国投資信託は含まれないため、いわゆる外国公社債投資信託は対象外とすることはできない。 ・いわゆるブル・ベア型ファンドは、資金待機のためのマネープールファンドをアンブレラ下に有する場合が多いが、同一アンブレラ下にあるサブファンドは、マネープールファンドを含めすべて対象外とすることができる。ただし、ブル・ベア型ファンドに加え、年 2 回を超える分配を行うサブファンドを有するアンブレラ型投資信託等については、すべてのサブファンドがトータルリターンのお知らせの対象となる。また、ブル型ファンド（又はベア型ファンド）のみで構成される投資信託等については、トータルリターンのお知らせの対象となる。

別表の内容	ガイドライン
<p>促進法第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。)であって、預貯金等の額が定期的に通知(勤労者財産形成促進法施行令第13条の20に規定する通知をいう。)される投資信託等及びミリオン型投資信託</p> <p>⑦ 確定拠出年金(確定拠出年金法第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。)制度により拠出された資金により買い付けられた投資信託等</p> <p>⑧ 当該協会員と当該顧客との間で買付契約を締結したものでない投資信託等</p> <p>ただし、協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、下記(3)のとおり取り扱う。</p> <p>⑨ 自社の口座間において移管された投資信託等</p> <p>⑩ 顧客が継続して10年を超えて保有している投資信託等</p> <p>(3) 協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。</p> <p>この場合、顧客が当該投資信託等を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客が相続により取得した投資信託等及び他社から移管(事業譲渡に伴う移管を含む。)された投資信託等は、当該顧客が自社において買付を行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として通知の対象としてもよい。 ・非課税口座(NISA口座)から課税口座への移管、その他自社の口座間において移管された場合、移管後の投資信託等は対象外とすることができる。 ・顧客が追加買付を行った場合でも、最初の買付から10年を超えて継続して保有している場合には、対象外とすることができる。 ・各協会員の判断により、10年を超えてトータルリターンを通知することは差し支えない。この場合、計算や通知の方法等について規則に定められた方法等に従う必要はない。 ・合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き継ぐと考えられるが、使用システムが異なる等、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額とすることや入庫前の累計受取分配金を含めないことも認めることとする。

別表の内容	ガイドライン
<p>額とする、又は、入庫前の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p>	<p>・なお、「1. 対象とする投資信託等の範囲」(1)から(3)の取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする(「6. 通知の内容」(3)参照)。</p>

2. 対象とする顧客の範囲

別表の内容	ガイドライン
<p>個人の顧客(特定投資家を除く。)を対象とする。 なお、特定投資家及び法人の顧客を対象に加えることもできる。</p>	

3. トータルリターンの計算方法

別表の内容	ガイドライン
<p>(1) トータルリターンは、以下の計算式により算出された金額とする。 (「①評価金額」+「②累計受取分配金額」+「③累計売付金額」) -「④累計買付金額」</p>	<p>・トータルリターンは金額で示される(百分率で示されるものではない)。 ・各種投資信託等のトータルリターンの計算の取扱いは、以下のとおりである。 イ. アンブレラ型投資信託等(「1. 対象とする投資信託等の範囲」(2)⑤に該当するものを除く)サブファンド毎にトータルリターンを計算する。 ロ. 顧客が一般口と累積投資口において同一の投資信託等を保有している場合 以下のいずれでもよいこととする。 ①一般口と累積投資口の別にトータルリターンを計算する。 ②一般口と累積投資口を合算してトータルリターンを計算する。</p>

別表の内容	ガイドライン
	<p>ハ. 顧客が複数口座において同一の投資信託等を保有している場合</p> <p>顧客が、非課税口座（NISA 口座）と課税口座や特定口座と一般口座において同一銘柄を保有している場合等の複数口座において同一の投資信託等を保有している場合は、以下のいずれでもよいこととする。</p> <p>①それぞれの口座ごとにトータルリターンを計算する。</p> <p>②複数口座を合算してトータルリターンを計算する。</p> <p>[注1] 非課税口座（NISA 口座）で保有している投資信託等もトータルリターンの通知の対象である。</p> <p>[注2] 非課税口座（NISA 口座）から課税口座に移管する場合には、移管後の投資信託等については、トータルリターンの通知の対象外とすることができる（「1. 対象とする投資信託の範囲」（2）⑨参照）。</p> <p>ニ. 複数の営業所や複数の販売チャネル（対面取引による販売チャネル、インターネット取引による販売チャネル等）において顧客が同一の投資信託等を保有している場合</p> <p>以下のいずれでもよいこととする。</p> <p>①営業所ごと又は販売チャネルごとにトータルリターンを計算する。</p> <p>②複数の営業所や複数の販売チャネルを合算してトータルリターンを計算する。</p> <p>ホ. 顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合や投資信託等自体の併合がなされた場合</p> <p>顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合がなされた場合、分割・併合以降ではなく、当該顧客の全保有期間のトータルリターンを計算する。</p> <p>顧客の保有期間中に投資信託等自体の併合がなされた場合、新設される投資信託等についてトータルリターンを計算する。この場合、新設される</p>

別表の内容	ガイドライン
<p>(2) 投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。</p> <p>① 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額をいう。</p> $\text{評価金額} = [\text{計算基準日現在の基準価額}] \times [\text{計算基準日現在の保有口数}] \div [\text{計算口数}]$ <p>(注) 基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。</p> <p>② 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額(税引後)の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> $\text{累計受取分配金額} = [\text{分配金受渡金額の累計}]$ $\text{分配金受渡金額} = [\text{当期の分配金額 (1口当たりの分配金} \times \text{保有口数)}] - [\text{当期の分配金額に係る税額}]$ <p>(注1) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再</p>	<p>投資信託等の入庫日の時価等を買付金額とする、又は、旧投資信託等の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記イからホの取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする(「6. 通知の内容」(3)参照)。 ・解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を引いた価額をいう。 ・当期の分配金額の計算式は例示であり、他の計算式を用いてもよい。 ・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額と一致しなくてもよい。

別表の内容	ガイドライン
<p>投資分を累計買付金額にも含めること。 (注2) 分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。</p> <p>③ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。 累計売付金額 = [売却金額の累計] 売却金額 = [解約価額] × [換金口数] ÷ [計算口数] - [換金手数料] - [換金手数料に係る消費税額]</p> <p>④ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計買付金額 = [買付金額の累計] 買付金額 = [約定代金 (基準価額 × 買付口数 ÷ 計算口数)] + [販売手数料] + [販売手数料に係る消費税額]</p> <p>(注) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p>(3) 外国投資信託及び外国投資証券における各計算要素の数値は、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 外貨建の投資信託等については、当該投資信託等の建通貨(外貨)ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。</p>	<p>・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額と一致しなくてもよい。</p> <p>・解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を引いた価額をいう。</p> <p>・買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。</p> <p>・買付時に販売手数料以外の手数料や費用を顧客が支払う投資信託については、当該手数料や費用及びそれらに係る消費税額を含めて買付金額を計算することもできる。</p> <p>・①建通貨(外貨)ベースでトータルリターンを計算・通知する、②円貨ベースでトータルリターンを計算・通知する、③建通貨(外貨)ベース及び円貨ベースの両方でトータルリターンを計算・通知する、のいずれの方法も認められる。</p>

別表の内容	ガイドライン
	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、「3. トータルリターンの計算方法」(1)から(4)の取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする(「6. 通知の内容」(3)参照)。

4. 通知の方法

別表の内容	ガイドライン
<p>(1) トータルリターンの通知は、以下のいずれかの方法により行う。</p> <p>①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号に規定する電子メールをいう。)を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信</p> <p>(2) 上記(1)②から④に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通知の具体的な方法については、規則において定められていないので、他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等、各協会員が適当と考える方法で通知すればよい。 ・ホームページの顧客専用画面(ログイン後の画面)に表示する方法は、④に該当する。 ・当初、トータルリターンの通知を「①書面の交付」の方法より行っていた顧客について、「④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信」の方法による通知に変更する等、通知の方法を変更することもできる。この場合、それぞれの通知の方法に必要とされる「4. 通知の方法」(2)又は(4)の規定による同意・通知の手続を経たうえで変更することを要する。 ・同意の方法は問わない(口頭、書面、ファクシミリ、電子メール又はホームページの顧客専用画面等による同意のいずれでもよい。)が、「4. 通知の方法」(1)②から④に定める方法(例:電子メールにより送信)で通知することについて、顧客から事前の同意が必要である。なお、「4. 通知の方法」(1)④の方法により通知する場合においては、顧客から「書面による通知(「4. 通知の方法」(1)①の方法)を希望する」旨の申出がない限りホームページの顧客専用画面での表示によりトータルリターンを通知する旨を記載した書面を送付し、顧客からの当該申出がないことをもって同意を得たこととする

別表の内容	ガイドライン
<p>(3) 上記(1)にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記(1)①から④に定める方法のいずれでも差し支えない。</p> <p>(4) 上記(1)④に定める方法又は(3)に基づき顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けられるようになるまで、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けられる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる(下記6.「通知の内容」(2)に規定する通知において同じ。)</p>	<p>ことも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電磁的方法」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項又は協会規則「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」第1条に規定する「電磁的方法」をいう。 ・「4. 通知の方法」(1)④の方法による場合、上記の同意を得るための書面の通知(又は、左記ただし書の同意に代わる書面の通知)と「4. 通知の方法」(4)の書面の通知を一つの書面により行うこともできる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの顧客専用画面に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、顧客への事前の書面等による通知を必要とする。 ・「顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けられるようになるまで」とは、インターネットその他の電気通信回線により顧客にトータルリターンが送信されるまで(「4. 通知の方法」(1)④の方法による場合)又は顧客がトータルリターンの照会を行うことができるまで(「4. 通知の方法」(3)の方法による場合)を指す。 ・「電磁的方法」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項又は協会規則「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」第1条に規定する「電磁的方法」をいう。 ・なお、「4. 通知の方法」(2)又は(4)の同意・通知は、規則改正の施行日より前に行うことができる。

5. 通知の頻度及び計算基準日

別表の内容	ガイドライン
<p>(1) 上記4.「通知の方法」(1)に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各協会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンを当該顧客に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日は、各協会員が任意で定める。 ・対面顧客とインターネット利用顧客等のチャンネルにより異なる通知頻度や計算基準日を設定してもよい。また、通知に係る事務処理等を勘案し、顧客をいくつかのグループに分け、グループ毎に計算基準日を設定してもよい。 ・当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンに加え、当該計算期間中（前回の計算基準日の翌日から当該計算基準日まで）に顧客が全部売却した投資信託等のトータルリターンを通知することもできる。 ・規則上の定めとしては、通知の頻度は年1回以上とするが、顧客のニーズ等を勘案し、各協会員において、通知の頻度についてより積極的な対応（例えば、取引残高報告書と同じ頻度で通知する、又は通知の頻度は年1回以上とするが、計算は毎月し、顧客からの問合せがあれば直近に計算したトータルリターンを回答する等）を採ることが望まれる。 ・ホームページの顧客専用画面に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年1回以上行えばよい。この場合、当該画面等にいつを計算基準日とする計算であるかを明示する等して、顧客に誤解を与えないよう留意するものとする（計算基準日を含め通知の内容については、「6. 通知の内容」(1)を参照）。
<p>(2) 上記4.「通知の方法」(3)に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客への照会に回答する場合でも、規則上の定めとしては、トータルリターンの計算は年1回以上行えばよい。この場合、いつを計算基準日とする計算であるかを告げ、顧客に誤解を与えないよう留意するものとする（計算基準日を含め通知の内容については、「6. 通知の内容」(1)及び(2)を参照）。

6. 通知の内容

別表の内容	ガイドライン																
<p>(1) トータルリターンの通知には、以下の事項を含めるものとする。</p> <p>①投資信託等の名称</p> <p>②計算基準日</p> <p>③評価金額</p> <p>④累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額とすることもできる。）</p> <p>⑤累計買付金額</p> <p>⑥トータルリターンの額</p> <p>⑦トータルリターンの計算式</p> <p>⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨</p> <p>⑨その他、協会員が必要と認める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「4. 通知の方法」(1) ①から④のいずれの方法によるかを問わず、左記の事項についてトータルリターンを通知する必要がある。 ・「評価金額」、「累計受取分配金額」、「累計売付金額」、「累計買付金額」、「トータルリターン」等の左記①から⑧の用語について、通知に当たり左記①から⑧と別の用語を用いることができる。ただし、通知される数値（金額）は、「3. トータルリターンの計算方法」に従い算出されたものであることを要する。 ・通知の記載例は、次のとおりである。 <div style="text-align: center;"> <p><記載例></p> <p>計算基準日：平成 XX 年 XX 月 XX 日</p> <table border="1" data-bbox="1137 753 2056 1050"> <thead> <tr> <th>投資信託の名称</th> <th>評価金額 [A]</th> <th>累計受取分配金額 [B]</th> <th>累計売付金額 [C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇投資信託</td> <td>XXX 円</td> <td>XXX 円</td> <td>XXX 円</td> </tr> <tr> <td>累計買付金額 [D]</td> <td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td> </tr> <tr> <td>XXX 円</td> <td colspan="3">XXX 円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>*本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。 [注] 累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。</p>	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX 円	XXX 円		
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX 円	XXX 円																
<p>(2) 上記 (1) にかかわらず、上記 4. 「通知の方法」(3) に基</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に規定する書面による事前の通知は、既に他の交付書面について電磁的 																

別表の内容	ガイドライン						
<p>づき口頭により回答する場合において、顧客に上記(1)⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、上記(1)①、②、⑥及び協会員が必要と認める事項について回答することができる。</p> <p>(3) トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。</p>	<p>方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により行うこともできる(「4. 通知の方法」(4)を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「4. 通知の方法」(1)①から④の方法に加え、各協会員における任意の対応として顧客からの照会に対してトータルリターンを回答する場合であっても、「①投資信託等の名称」、「②計算基準日」及び「⑥トータルリターンの額」について回答することが望ましい。 ・「トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲」として考えられる事項は、例えば、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ①どのような投資信託等を通知の対象としているか(例：通知の対象とならない投資信託等(規則上対象外とすることができる投資信託等を含む。)を周知する。) ②いつ時点からの新規買付を通知の対象としているか(例：〇年〇月以降に新たに買い付けた投資信託等を通知の対象としている旨を周知する。) <p>[注] 規則改正の施行日前に顧客が買い付けた投資信託等を含め顧客が保有しているすべての投資信託等(トータルリターンの通知の対象となる投資信託等に限る。)をトータルリターンの通知の対象としている場合には、②については顧客が知り得るような環境を整備する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「トータルリターンの計算式の各計算要素の基準」として考えられる事項は、例えば、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1111 1139 2056 1382"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 1139 1368 1189">計算式の要素</th> <th data-bbox="1368 1139 2056 1189">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 1189 1368 1238">評価金額</td> <td data-bbox="1368 1189 2056 1238">・基準価額(又は解約価額)により算出していること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1238 1368 1382">累計受取分配金額</td> <td data-bbox="1368 1238 2056 1382">・税引後(又は税引前)の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容</td> </tr> </tbody> </table>	計算式の要素	基準	評価金額	・基準価額(又は解約価額)により算出していること	累計受取分配金額	・税引後(又は税引前)の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容
計算式の要素	基準						
評価金額	・基準価額(又は解約価額)により算出していること						
累計受取分配金額	・税引後(又は税引前)の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容						

別表の内容	ガイドライン	
	累計売付金額	・手数料等を差し引いて算出していること
	累計買付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準（以下「トータルリターンの範囲等」という。）を顧客が知り得るような環境としては、例えば、以下のとおり考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ①トータルリターンの通知文にトータルリターンの範囲等を記載する。 ②インターネットその他の電気通信回線を用いる送信により通知する場合には、ホームページの画面上にトータルリターンの範囲等を表示する。 ③顧客にはじめてトータルリターンを通知する前又は通知する際にトータルリターンの範囲等が記載された書面を送付する。 ④トータルリターンの範囲等について自社のホームページに表示するとともにトータルリターンの範囲等が表示されているホームページのアドレス及び顧客からの要請がある場合にはトータルリターンの範囲等が記載された書面を送付する旨をトータルリターンの通知文に記載する。 <p>[注] トータルリターンの範囲等については、すべての事項を同じ方法で周知する必要はなく、事項に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。また、顧客に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トータルリターンの範囲等について顧客に通知する際には、顧客にとって分かりやすい用語を用いることに留意する。 	

以上

投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 6 月 28 日
日本証券業協会

本協会では、投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について、平成 25 年 5 月 28 日から平成 25 年 6 月 10 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（12 件、8 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりであります。

項番	意見	考え方
全般		
●全般		
1	本改正の対象となる顧客または商品の取扱いが無い場合、本改正に対応する為の社内体制・規則の整備等は、対象となる顧客に対して対象となる商品の取扱いを開始する時点で整備することによいか。	トータルリターンの通知の対象となる顧客に対して対象となる商品の取扱いを開始するまでに整備等を行うことで問題ないと考えます。
2	ガイドラインによると、規則改正の施行日前の取扱については、自主的な対応に委ねるとしながらも、本規則の「改正日」以降に新たに買い付けた投資信託等については、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。しかしながら、ここでは「改正日」を明示されていない。システム開発のスケジュールを調整する必要があるため、「改正日」を早急に確定していただきたい。	改正日は、本日（平成 25 年 6 月 28 日）です。
3	投資信託（特に、毎月分配型や長期保有しているもの）の分配金を含む総合損益の把握は、以前から顧客の強い要望としてあった。トータルリターンの制度化は投資者が歓迎するものと思料する。	ご意見ありがとうございます。
付則		
4	「付則 この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。」とあるが、「顧客が新たに買い付ける投資信託」には、自動けいぞく投資契約に基づく分配金再投資による買付は除外されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 なお、規則改正の施行前から顧客が保有している投資信託等の取扱いについては各協会の自主的な対応に委ねますが、本規則の改正日（平成 25 年 6 月 28 日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託等については、トータルリターンを通知するよう努めて頂きたいと考えます。また、本規則の改正日より前に買い付けた投資信託等についても、各協会

項番	意見	考え方
5	「この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。」と規定されているが、施行日以降に実施する「分配金再投資」に伴う投資信託の買い付けは、「新たに買い付ける投資信託等」とはみなさず、通知制度の対象外であるとの認識でよいか。	が既に行っている通知からの変更の可否やその大きさ、過去データ取り込みの可能性や容易性、取り込む場合に必要となるコスト等を検証し、各協会員において可能な範囲において積極的に対応することが望まれます。
6	「分配金再投資」に伴う投資信託の買い付けが通知制度の対象となる場合、施行日以降に分配金再投資に伴い買い付けたとしても、継続して 10 年を超えて保有されている投資信託であれば、通知制度の対象外であるとの認識でよいか。	顧客が継続して 10 年を超えて保有している投資信託等については、トータルリターンのお知らせの対象外とすることができます。 ただし、協会員の判断により、10 年を超えてトータルリターンを通知することは差し支えありません。
別表		
4. 通知の方法		
7	(1) で、①書面の交付による場合は、顧客からの事前同意が不要であるが、②～④については、通知することについて、顧客から得なければならない事前同意は、その手段を使うことにリスクがあるから、通知方法に同意を得る必要があるとの解釈でよいか。 そうであるなら、その通知方法について事前の同意を得る必要がある旨を明記してはいかがか。	顧客への通知は、一般的に書面交付が原則であると考えられることから、別表「4. 通知の方法」(2) において、書面交付以外の方法により通知する場合には、ただし書の場合を除き、当該方法により通知することについて顧客からの事前同意を得る旨規定しています。
8	(2) の「電磁的方法」とは、②～④の通知方法をさしているのであれば、その旨の明記を検討してほしい。	別表「4. 通知の方法」(2) に規定されている「電磁的方法」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 56 条第 1 項又は協会規則「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」第 1 条に規定する「電磁的方法」をいいます。 なお、その旨はガイドラインで明らかにします。
9	(4) の「これらの方法」とは、(1) ①～④の方法との理解でよいか。	別表「4. 通知の方法」(4) に規定されている「これらの方法」とは、(4) の文頭にある「(1) ④に定める方法又は(3) に基づき顧客にトータルリターンを通知する」方法を指します。具体的には、「インターネットその他の電気通信回線を用いる送信する方法」と「顧客からの照会に対して回答する方法」が該当します。

項番	意見	考え方
10	<p>「顧客がはじめてトータルリターンの通知の対象となる投資信託等を取得するまでに」とあるが、「取得時まで」に「取得時」は含まれるという認識でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>仮に「取得時」が含まれないとする場合、取得可能性のある顧客全てに事前通知を行う必要性が生じ、販売会社のコスト負担等が重くなるものと思料する。</p> <p>毎月決算型ファンド等で顧客の損益が判り難くなることを防ぐのが当該制度の目的であるならば、少なくとも通知するタイミングで取得すれば、その目的を達しているものと思われる。</p> <p>通知対象投資信託を取得した後に通知方法を(1)④で定める方法へ変更することは認められていないものと解釈できる。</p> <p>対象投資信託を取得した後でも、通知方法を柔軟に変更できる旨の文章への修正またはガイドラインでの補足を検討していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>販売会社がトータルリターン金額の洗い替えを(1)④で定める通知方法においては多頻度で実施する場合、通知方法の変更が許容されれば、制度主旨である顧客のトータルリターン金額の把握促進に繋がるものと思われる。</p>	<p>当初、トータルリターンの通知を「書面の交付の方法（別表「4. 通知の方法」（1）①）」より行っていた顧客について、「インターネットその他の電気通信回線を用いる送信の方法（（同（1）④）」による通知に変更する等、通知の方法を変更することもできると考えます。ただし、変更する場合、それぞれの通知の方法に必要とされる別表「4. 通知の方法」（2）又は（4）の規定による同意・通知の手続を経ることを要します。</p> <p>なお、このような変更を行う場合には、別表「4. 通知の方法」（4）に規定する通知について、顧客が投資信託等を「取得するまで」に行うことが困難な場合もあると考えられるため、「トータルリターンの通知を受けることができるようになるまでに」通知するよう、規定を修正します。</p>
5. 通知の頻度及び計算基準日		
11	<p>トータルリターンの計算基準日は、銘柄毎、或いは顧客毎に設定してもよいのか。また、通知を年1回としている場合に、移管、売却、解約等があった際、その時点での通知は必要とされるものなのか。ガイドラインにて明確にしていきたい。</p>	<p>計算基準日については、例えば、対面顧客とインターネット利用顧客等のチャネルにより異なる計算基準日を設定してもよいと考えます。また、通知に係る事務処理等を勘案し、顧客をいくつかのグループに分け、グループ毎に計算基準日を設定してもよいと考えます。なお、これらの取扱いについては、ガイドラインで示しています。</p> <p>銘柄毎に計算基準日を設ける場合には、顧客からみて、当該通知において通知の対象となっている投資信託等が明らかとなるような工夫が必要と考えます。</p> <p>別表「5. 通知の頻度及び計算基準日」（1）のとおり、顧客が計算基準日に保有している投資信託等</p>

項番	意 見	考 え 方
		<p>についてトータルリターンを通知することを義務付けております。よって、移管、売却、解約等により、顧客が計算基準日に当該投資信託等を保有していない場合には、通知義務はありません。</p> <p>ただし、計算期間中に移管、売却、解約等がなされた投資信託等についてもトータルリターンを通知することは差し支えありません。</p>
6. 通知の内容		
12	<p>新たに導入されるトータルリターンの通知の内容については、既存帳票として定期的に顧客宛に送付している「ご投資状況のお知らせ」で対応できるのではないかと考えているが、トータルリターンの通知の内容を実質的に満たしていれば、既存の帳票にて対応することで可とし、新たに帳票を作成する必要はないか。</p> <p>また、個々の項目名についても、④「累計受取金額」→既存帳票上の「お受取金額」、「累計買付金額」→既存帳票上の「ご投資額」、⑥「トータルリターンの額」→既存帳票上の「運用損益」等として、実質的に満たしていれば、必ずしも別表項目6の項目名と合わせる必要はないか。</p> <p>(理由)</p> <p>新たにシステムの手当てをするには時間・コストがかかることから、極力既存のもので対応したいため。</p>	<p>既存帳票で通知されている内容が、別表「6. 通知の内容」(1)に定める項目を全て満たしており、かつ、別表「3. トータルリターンの計算方法」に従い算出されたものである場合には、当該既存帳票で対応することができると考えます。</p> <p>また、トータルリターンの通知における用語について、別表「6. 通知の内容」(1)①から⑧の用語と別の用語を用いることはできると考えます。ただし、この場合であっても、通知される数値(金額)は、別表「3. トータルリターンの計算方法」に従い算出されたものであることを要します。</p>

以 上